

平成22年度 保育所長研修会等実施要綱

主催：社会福祉法人 日本保育協会

後援：厚生労働省（予定）

保育所長研修会等実施予定表

研修会名	対象地区	対象	定員	開催場所		開催日
保育所中堅保育所長研修会	全国	保育所長の経験年数5年以上の保育所長等とします。	200	千葉県 浦安市	浦安ブライトンホテル	平成23年2月23日(水) ～25日(金)
保育所初任保育所長研修会	全国	保育所長の経験年数5年未満の保育所長等とします。	800	千葉県 浦安市	東京ベイホテル東急	平成22年9月14日(火) ～17日(金)
保育所乳児保育担当者研修会	全国	保育所の乳児保育担当の保育士等とします。	600	千葉県 浦安市	東京ベイホテル東急	平成22年6月15日(火) ～18日(金)
保育所障害児保育担当者研修会	全国	保育所の障害児保育担当の保育士等とします。	300	千葉県 浦安市	サンルートプラザ東京	平成22年7月13日(火) ～16日(金)
保育所地域子育て支援担当者研修会	全国	保育所の主任保育士等の保育士、地域子育て支援担当の保育士等とします。	300	千葉県 浦安市	サンルートプラザ東京	平成22年8月31日(火) ～9月3日(金)
幼保連携研修会	全国	保育所の所長・保育士等の保育所職員、地方自治体職員並びに幼稚園関係者等とします。	200	東京都 渋谷区	国立オリンピック記念青少年総合センター	平成22年10月6日(水) ～8日(金)
保育所事故予防研修会	全国	保育所保育士並びに保育所職員等とします。	300	東京都 渋谷区	国立オリンピック記念青少年総合センター	平成22年11月24日(水) ～26日(金)
保育所主任保育士(初任者指導保育士)研修会	北海道・東北	保育所の主任保育士、又はこれに準ずる保育士とします。	300	秋田県 秋田市	秋田キャッスルホテル	平成22年10月19日(火) ～22日(金)
	関東		300	千葉県 千葉市	東京ベイ幕張	平成22年12月7日(火) ～10日(金)
	北信越・東海		300	愛知県 名古屋市	名古屋クラウンホテル	平成22年7月27日(火) ～30日(金)
	近畿・中国・四国		300	徳島県 徳島市	徳島グランヴィリオホテル	平成23年1月18日(火) ～21日(金)
	九州		300	鹿児島県 霧島市	ホテル京セラ	平成23年2月1日(火) ～4日(金)

申込方法について

【中央研修会】

1. 各研修会の実施要領を、研修会実施の約3か月前に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課あてにお送りしますので、市町村児童福祉（保育）主管課などへのご案内をお願いします。
2. お申込みの受付は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。同主管課の推せんにより、実施要領にある申込締切り日までに日本保育協会までお申し込みください。各都道府県・指定都市・中核市において予定の人員を超える場合は、事前に日本保育協会研修部までご相談ください。
3. 受講票を研修会実施の約1か月前に受講決定者にお送りいたします。都道府県・指定都市・中核市児童福祉（保育）主管課にも受講の可否についてご案内します。
4. 詳細な研修内容や申込方法については、研修会実施の約3か月前にお送りする各研修会の実施要領をご覧ください。

【地方研修会】

地方研修会の実施のお申込みについては、4月下旬～5月上旬に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課あてに、実施についてのご案内及び引受書をお送りいたします。本研修会は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課と日本保育協会都道府県（市）支部との共同主催になりますので、ご協議のうえお申し込みください。

保育所長研修会等実施要綱

事業の目標

保育所は人が「育ち」「育てる」という人類普遍の価値を共有し、継承し、広げることを通じて社会に貢献していく重要な場です。保育所長研修会等事業によって、保育所長及び保育所保育士等の保育所職員の専門性を向上し、保育所保育指針を踏まえた各保育所の創意工夫あふれる保育が展開されることにより、子どもの最善の利益が保障されることを目指します。

【中央研修会】

1. 保育所中堅保育所長研修会

(1) 目的

- ・保育所保育指針の周知
- ・保育所長としての適正な保育所の運営と管理
- ・保育所長としてのさらなる専門性の向上

(2) ねらい

- ・保育所保育指針を踏まえた保育実践について理解する。
- ・保育制度の動向について理解する。
- ・保育所の社会的な責任について理解する。
- ・保育所の適正な運営と管理について理解する。
- ・保育所長の責務について理解する。
- ・保育所における人材育成について理解する。

(3) 主催

社会福祉法人 日本保育協会

(4) 後援

厚生労働省（予定）

(5) 対象

保育所長の経験年数5年以上の保育所長等とします。

(6) 人員

都道府県・指定都市・中核市ごとに2名程度とします。

(7) 定員

200名

(8) 研修期間及び場所

研修期間	研修会場	所在地
平成23年2月23日（火）～25日（金）	浦安ブライトンホテル	千葉県浦安市美浜1-9

(9) 研修内容

研修科目	研修のねらい	研修内容	実施方法・時間
1. 保育制度の動向とこれからの保育所	保育制度の動向を研修し、これからの保育所運営の展望について理解する。	・保育制度の動向 ・保育所運営の展望	講義 1時間30分
2. 保育所保育指針と施設長の責務	保育所保育指針における、施設長の責務について理解する。	・施設長の責務 ・職員の専門性の向上	講義 1時間30分
3. 保育所における事故予防	保育所における事故予防の意義を、具体的なケースの検討を通じて理解する。	・事故予防の意義 ・保護者への対応 ・事故予防の実践の方法	講義・討議 3時間
4. 保育所における保護者支援	保育所が地域の子育てに果たす役割や、保育所の保護者支援の実践について理解する。	・保育所における保護者支援の意義 ・保育所における保護者支援の実践	講義・討議 3時間
5. 保育制度改革とこれからの保育所運営	保育制度改革の現状と、これからの時代に則した保育所運営のありかたについて理解する。	・保育制度改革の現状 ・保育所運営の展望	シンポジウム 3時間

(10) 日程表

日	時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
第1日	平成23年2月23日 (水)							受付	開講式 保育制度の動向とこれからの保育所		保育所保育指針と施設長の責務			交流会		
第2日	平成23年2月24日 (木)		朝食		保育所における事故予防			昼食		保育所における保護者支援						自主研修
第3日	平成23年2月25日 (金)		朝食		保育制度改革とこれからの保育所運営			閉講式								

(11) 申込方法

受講希望者からのお申込みの受付は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書に必要事項をご記入の上、同主管課から日本保育協会に郵送にてお申込みください。

申込方法については、後日お送りする保育所中堅保育所長者研修会実施要領をご覧ください。

(12) 経費

- ① 研修の受講料はいただきません。ただし、テキスト、参考資料、修了証、その他の雑費として4,500円をお預かりします。
- ② 交通費、宿泊費は受講者側の負担とします。

(13) その他

- ① 研修会の通修での受講はできません。
- ② 受講者は全員合宿（相部屋）となります。
- ③ 受講者には各自の勤務先あてに受講票を送付します。
- ④ 研修の全課程を受講された方には、修了証を発行します。
- ⑤ お申込み後の受講取消しはできません。
- ⑥ 研修会の途中からの受講はできません。
- ⑦ 研修会の実施要領については、研修会実施の約3か月前に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課にお送りします。

2. 保育所初任保育所長研修会

(1) 目的

- ・ 保育所保育指針の周知
- ・ 保育所長としての適正な保育所の運営と管理
- ・ 保育所長としての専門性の向上

(2) ねらい

- ・ 保育所保育指針を踏まえた保育実践について理解する。
- ・ 保育制度の動向について理解する。
- ・ 保育所の社会的な責任について理解する。
- ・ 保育所の適正な運営と管理について理解する。
- ・ 保育所長の責務について理解する。
- ・ 保育所における人材育成について理解する。

(3) 主催

社会福祉法人 日本保育協会

(4) 後援

厚生労働省（予定）

(5) 対象

保育所長の経験年数5年未満の保育所長等とします。

(6) 人員

都道府県・指定都市・中核市ごとに6名程度とします。

(7) 定員

600名

(8) 研修期間及び場所

研修期間	研修会場	所在地
平成22年9月14日(火)～17日(金)	東京ベイホテル東急	千葉県浦安市舞浜1-7

(11) 申込方法

受講希望者からのお申込みの受付は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書に必要事項をご記入の上、同主管課から日本保育協会に郵送にてお申込みください。

申込方法については、後日お送りする保育所初任保育所長研修会実施要領をご覧ください。

(12) 経費

- ① 研修の受講料はいただきません。ただし、テキスト、参考資料、修了証、その他の雑費として4,500円をお預かりします。
- ② 交通費、宿泊費は受講者側の負担とします。

(13) その他

- ① 研修会の通修での受講はできません。
- ② 受講者は全員合宿（相部屋）となります。
- ③ 受講者には各自の勤務先あてに受講票を送付します。
- ④ 研修の全課程を受講された方には、修了証を発行します。
- ⑤ お申込み後の受講取消しはできません。
- ⑥ 研修会の途中からの受講はできません。
- ⑦ 研修会の実施要領については、研修会実施の約3か月前に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課にお送りします。

3. 保育所乳児保育担当者研修会

(1) 目的

- ・保育所保育指針の周知
- ・保育所保育士の乳児保育における専門性の向上

(2) ねらい

- ・保育所保育指針を踏まえた乳児保育について理解する。
- ・乳児保育に対する社会的な要請や意義、役割について理解する。
- ・乳児保育の実践の具体的な技術を理解する。
- ・乳児保育の実践に関連する事項を理解する。
- ・保育所の実践事例などの報告により、具体的な取り組み方法を理解する。
- ・担当者同士の意見交換により他の保育所の実践について理解する。

(3) 主催

社会福祉法人 日本保育協会

(4) 後援

厚生労働省（予定）

(5) 対象

保育所の乳児保育担当の保育士等とします。

(6) 人員

都道府県・指定都市・中核市ごとに、6名程度（1施設1名）とします。

(7) 定員

600名

(8) 研修期間及び場所

研修期間	研修会場	所在地
平成22年6月15日(火)～18日(金)	東京ベイホテル東急	千葉県浦安市舞浜1-7

(9) 研修内容

研修科目	研修のねらい	研修内容	方法・時間
1. 保育所保育指針における乳児保育	保育所保育指針における乳児保育について研修し、保育所保育指針を踏まえた保育実践について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針を踏まえた保育実践 ・ 保育所保育指針を踏まえた乳児保育 ・ 保育をめぐる最近の動向 ・ 保育所における安全管理 	<p>講義</p> <p>3時間</p>
2. 保育所における乳児の心の発達	保育所に特長的な集団生活の場での心の発達、人との関わりを通した乳児の心の発達を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所における乳児の心の発達の理解 ・ 人との関わりと乳児の心の発達 	<p>講義</p> <p>3時間</p>
3. 乳児保育における保育の計画	乳児期の発達の特性を踏まえた保育の計画について研修し、保育所保育指針を踏まえた乳児の保育課程・指導計画の作成について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児の個別の発達を踏まえた指導計画の作成 ・ 保育所保育指針を踏まえた指導計画の作成 	<p>講義</p> <p>3時間</p>
4. 乳児保育実践セミナー	A 乳児保育における環境との関わり 乳児保育における環境との関わりについて研修し、乳児が自発的・主体的に関わることができる環境構成について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児保育における環境との関わり ・ 乳児保育における人との関わり ・ 乳児保育における遊び環境 	<p>講義・演習</p> <p>6時間</p>
	B 乳児の遊びと発達 乳児の遊びについて研修し、遊びの持つ意味や発達を踏まえた遊びについて理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児の遊びの持つ意味を果たす役割 ・ 乳児の発達を踏まえた遊び 	
	C 乳児期の生活と養護-愛着関係の育ちと担当制保育 乳児期における養護のあり方について、愛着関係形成の視点から、保育士の担当制をキーワードに理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児保育における養護 ・ 保護者や保育士との愛着関係の形成 	
5. 乳児保育における保護者との連携	乳児保育における保護者との連携のあり方について研修し、乳児の1日の生活の見通しを持った保育について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児保育における保護者理解と支援 ・ 保護者に保育内容を伝える記録と連絡 	<p>講義・討議</p> <p>3時間</p>

(10) 日程表

時間		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
三							30	2035	1530			50	30		30		
第1日	平成22年6月15日 (火)							受 付	開 講 式	保育所保育指針に おける乳児保育						交 流 会	
第2日	平成22年6月16日 (水)	朝 食	保育所における 乳児の心の発達						昼 食	乳児保育における 保育の計画の作成						夕 食	自 主 研 修
第3日	平成22年6月17日 (木)	朝 食	乳児保育実践ゼミナール A 乳児保育における環境とのかかわり B 乳児の遊びと発達 C 乳児期の生活と養護											夕 食		自 主 研 修	
第4日	平成22年6月18日 (金)	朝 食	乳児保育における 保護者との連携						閉 講 式								

(11) 申込方法

受講希望者からのお申込みの受付は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書に必要事項をご記入の上、同主管課から日本保育協会に郵送にてお申込みください。

申込方法については、後日お送りする保育所乳児保育担当者研修会実施要領をご覧ください。

(12) 経 費

- ① 研修の受講料はいただきません。ただし、テキスト、参考資料、修了証、その他の雑費として4,500円をお預かりします。
- ② 交通費、宿泊費は受講者側の負担とします。

(13) その他

- ① 研修会の通修での受講はできません。
- ② 受講者は全員合宿（相部屋）となります。
- ③ 受講者には各自の勤務先あてに受講票を送付します。
- ④ 研修の全課程を受講された方には、修了証を発行します。
- ⑤ お申込み後の受講取消しはできません。
- ⑥ 研修会の途中からの受講はできません。
- ⑦ 研修会の実施要領については、研修会実施の約3か月前に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課にお送りします。

4. 保育所障害児保育担当者研修会

(1) 目的

- ・保育所保育指針の周知
- ・保育所保育士の障害のある子の保育における専門性の向上

(2) ねらい

- ・子どもの発達や発達障害の最新の知見について理解する。
- ・保育所保育指針を踏まえた障害児保育について理解する。
- ・障害児保育に対する社会的な要請や意義、役割について理解する。
- ・障害児保育の実践の具体的な技術を理解する。
- ・障害児保育の実践に関連する事項を理解する。
- ・保育所の実践事例などの報告により、具体的な取り組み方法を理解する。
- ・担当者同士の意見交換により他の保育所の実践について理解する。

(3) 主催

社会福祉法人 日本保育協会

(4) 後援

厚生労働省（予定）

(5) 対象

保育所の障害児保育担当の保育士等とします。

(6) 人員

都道府県・指定都市・中核市ごとに、3名程度（1施設1名）とします。

(7) 定員

300名

(8) 研修期間及び場所

研修期間	研修会場	所在地
平成22年7月13日(火)～16日(金)	サンルートプラザ東京	千葉県浦安市舞浜1-6

(9) 研修内容

研修科目	研修のねらい	研修内容	方法・時間
1. 保育所保育指針における障害のある子どもの保育	保育所保育指針における障害のある子どもの保育について研修し、保育所保育指針を踏まえた保育実践について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針を踏まえた保育実践 ・ 保育所保育指針における障害のある子どもの保育 ・ 保育をめぐる最近の動向 ・ 保育所における安全管理 	<p>講義</p> <p>3時間</p>
2. 障害のある子どもの保育の意義	障害のある子どもの保育の意義について研修し、障害のある子どもの保育の持つ社会的意義や役割について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもを取り巻く制度の現状 ・ 障害のある子どもを取り巻く社会環境 ・ 保育所における障害のある子どもの保育の意義と役割 	<p>講義</p> <p>1時間30分</p>
3. 障害のある子どもの保育実践事例	保育所における障害のある子どもの実践事例から、保育所における障害のある子どもの保育について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもへの保育所での対応 ・ 保育所における障害のある子どもへの保育 ・ 個別支援計画の作成 	<p>事例報告</p> <p>1時間30分</p>
4. 発達障害の理解と保育園で気になる子ども・親への対応	発達の臨床の現場における最近の動向について研修し、障害のある子どもを理解し、子どもと親への適切な対応について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害に関する最近の動向 ・ 障害のある子どもと親の理解とその対応 	<p>講義・演習</p> <p>3時間</p>
5. 障害のある子どもと親を支える保小連携	障害のある子どもと親を支えるための保育所と小学校の連携について研修し、発達の連続性を踏まえた保育所児童保育要録について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもと親を支える小学校との連携事例 ・ 関係機関の役割と連携 ・ 発達の連続性を踏まえた保育所児童保育要録 	<p>講義・討議</p> <p>3時間</p>
6. 身体に障害のある子どもの理解と保育	身体に障害のある子どもの理解と、保育所での保育について研修し、適切な対応について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体に障害のある子どもの理解 ・ 身体に障害のある子どもの保育実践 	<p>講義・討議</p> <p>3時間</p>
7. 障害のある子どもの保育における保護者理解と支援	障害のある子どもの保育における保護者理解とその支援について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの保育における保護者理解 ・ 障害のある子どもの保育における保護者支援 	<p>講義・討議</p> <p>3時間</p>

(10) 日程表

時間		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
日					30	50	30	30	30	30	50	30	30	30	30	30
第1日	平成22年7月13日 (火)							受 付	開 講 式		保育所保育指針における 障害のある子どもの保育					交 流 会
第2日	平成22年7月14日 (水)	朝 食	障害のある子 どもの保育の 意義	障害のある子 どもの保育実 践事例				昼 食		発達障害の理解と保育園で 気になる子ども・親への対応			夕 食			自 主 研 修
第3日	平成22年7月15日 (木)	朝 食	障害のある子どもと 親を支える保小連携					昼 食		身体に障害のある 子どもの理解と保育			夕 食			自 主 研 修
第4日	平成22年7月16日 (金)	朝 食	障害のある子どもの保育に おける保護者理解と支援					閉 講 式								

(11) 申込方法

受講希望者からのお申込みの受付は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書に必要事項をご記入の上、同主管課から日本保育協会に郵送にてお申込みください。

申込方法については、後日お送りする保育所障害児保育担当者研修会実施要領をご覧ください。

(12) 経 費

- ① 研修の受講料はいただきません。ただし、テキスト、参考資料、修了証、その他の雑費として4,500円をお預かりします。
- ② 交通費、宿泊費は受講者側の負担とします。

(13) その他

- ① 研修会の通修での受講はできません。
- ② 受講者は全員合宿（相部屋）となります。
- ③ 受講者には各自の勤務先あてに受講票を送付します。
- ④ 研修の全課程を受講された方には、修了証を発行します。
- ⑤ お申込み後の受講取消しはできません。
- ⑥ 研修会の途中からの受講はできません。
- ⑦ 研修会の実施要領については、研修会実施の約3か月前に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課にお送りします。

5. 保育所地域子育て支援担当者研修会

(1) 目的

- ・保育所保育指針の周知
- ・地域子育て支援担当者の専門性の向上

(2) ねらい

- ・保育所保育指針を踏まえた地域子育て支援について理解する。
- ・地域子育て支援に対する社会的な要請や意義、役割について理解する。
- ・地域子育て支援の実践の具体的な技術を理解する。
- ・地域子育て支援の実践に関連する事項を理解する。
- ・保育所の実践事例などの報告により、具体的な取り組み方法を理解する。
- ・担当者同士の意見交換により他の保育所の実践について理解する。

(3) 主催

社会福祉法人 日本保育協会

(4) 後援

厚生労働省（予定）

(5) 対象

保育所の主任保育士等の保育士、地域子育て支援担当の保育士等とします。

(6) 人員

都道府県・指定都市・中核市ごとに、3名程度（1施設1名）とします。

(7) 定員

300名

(8) 研修期間及び場所

研修期間	研修会場	所在地
平成22年8月31日(火)～9月3日(金)	サンルートプラザ東京	千葉県浦安市舞浜1-6

(9) 研修内容

研修科目	研修のねらい	研修内容	方法・時間
1. 保育所保育指針における地域子育て支援	保育所保育指針における地域子育て支援について研修し、保育所保育指針を踏まえた保育実践について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針を踏まえた保育実践 ・ 保育所保育指針における地域子育て支援 ・ 保育をめぐる最近の動向 ・ 保育所における安全管理 	<p>講義</p> <p>3時間</p>
2. 地域で子どもを育てるための保育所の役割	現代の子どもと親の置かれている社会状況を踏まえ、今、保育所の地域子育て支援の場が果たす役割について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代の子どもと親の置かれている社会状況 ・ 保育所の地域子育て支援の場が果たす役割 	<p>講義・討議</p> <p>3時間</p>
3. 地域子育て支援における環境の設定と関係形成	地域子育て支援の場にふさわしい環境構成の実際と、環境を通じたコミュニケーションのあり方について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援における地域資源の活用 ・ 他の子育て支援施設などにおける支援の実態 	<p>講義・討議</p> <p>3時間</p>
4. 地域子育て支援における家庭支援の理念と実践	地域の保護者を主体的にする家庭支援の理念とその実践方法について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の家庭支援の理念 ・ 地域の家庭支援の実践の手法 	<p>講義・討議</p> <p>3時間</p>
5. 地域子育て支援における保育相談支援	地域子育て支援における保育相談支援について研修し、保育士の保護者支援の方法について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援における保育相談支援 ・ 保育士の保護者相談支援の実践 	<p>講義・討議</p> <p>3時間</p>
6. 地域子育て支援における地域ネットワーク	地域子育て支援の実践事例から、地域にある多様な子育ての資源を確認し、専門機関のみならず、多様な資源やネットワークに着目する視点について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援の実践と地域資源の活用 ・ 他の子育て支援施設などにおける支援の実態 	<p>事例報告</p> <p>1時間30分</p>
7. 地域の実情にあわせた子育て支援	研修会を振り返りつつ、受講者同士の交流から、地域の実情に応じた子育て支援の実践について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の振り返り ・ 地域の実情にあわせた子育て支援の実践 	<p>演習</p> <p>1時間30分</p>

(10) 日程表

日	時間																					
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21						
第1日	平成22年8月31日 (火)							受付	開講式	保育所保育指針における地域子育て支援									交流会			
第2日	平成22年9月1日 (水)	朝食	地域で子どもを育てるための保育所の役割					昼食	地域子育て支援における環境の設定と関係形成					夕食	自主研修							
第3日	平成22年9月2日 (木)	朝食	地域子育て支援における家族支援の理念と実践					昼食	地域子育て支援における保育相談支援					夕食	自主研修							
第4日	平成22年9月3日 (金)	朝食	地域子育て支援における地域ネットワーク	地域の実情にあわせた子育て支援	開講式																	

(11) 申込方法

受講希望者からのお申込みの受付は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書に必要事項をご記入の上、同主管課から日本保育協会に郵送にてお申込みください。

申込方法については、後日お送りする地域子育て支援担当者研修会実施要領をご覧ください。

(12) 経費

- ① 研修の受講料はいただきません。ただし、テキスト、参考資料、修了証、その他の雑費として4,500円をお預かりします。
- ② 交通費、宿泊費は受講者側の負担とします。

(13) その他

- ① 研修会の通修での受講はできません。
- ② 受講者は全員合宿（相部屋）となります。
- ③ 受講者には各自の勤務先あてに受講票を送付します。
- ④ 研修の全課程を受講された方には、修了証を発行します。
- ⑤ お申込み後の受講取消しはできません。
- ⑥ 研修会の途中からの受講はできません。
- ⑦ 研修会の実施要領については、研修会実施の約3か月前に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課にお送りします。

6. 幼保連携研修会

(1) 目的

- ・ 保育所保育指針の周知
- ・ 認定こども園として必要な機能を果たすための保育所職員等の専門性の向上

(2) ねらい

- ・ 保育や認定こども園制度の動向について理解する。
- ・ 保育所保育指針を踏まえた保育内容について理解する。
- ・ 認定こども園に対する社会的な要請や意義、役割について理解する。
- ・ 認定こども園での保育実践の具体的な技術を理解する。
- ・ 認定こども園での保育実践に関連する事項を理解する。
- ・ 保育所の実践事例などの報告により、具体的な取り組み方法を理解する。
- ・ 担当者同士の意見交換により他園の実践について理解する。

(3) 主催

社会福祉法人 日本保育協会

(4) 後援

厚生労働省（予定）

(5) 対象

保育所の所長・保育士等の保育所職員、地方自治体職員並びに幼稚園関係者等とします。

(6) 人員

都道府県・指定都市・中核市ごとに各2名程度（1施設1名）とします。

(7) 定員

200名

(8) 研修期間及び場所

研修期間	研修会場	所在地
平成22年10月6日（水）～8日（金）	国立オリンピック記念青少年総合センター	東京都渋谷区代々木神園町3-1

(11) 申込方法

受講希望者からのお申込みの受付は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書に必要事項をご記入の上、同主管課から日本保育協会に郵送にてお申込みください。

申込方法については、後日お送りする幼保連携研修会実施要領をご覧ください。

(12) 経 費

- ① 研修の受講料はいただきません。ただし、テキスト、参考資料、その他の雑費として3,000円をお預かりします。
- ② 交通費は受講者側の負担とします。

(13) その他

- ① 研修は通修になります。宿泊は各自でご手配ください。
- ② 受講者には各自の勤務先あてに受講票を送付します。
- ③ お申込み後の受講取消しはできません。
- ④ 研修会の途中からの受講はできません。
- ⑤ 研修会の実施要領については、研修会実施の約3か月前に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課にお送りします。

7. 保育所事故予防研修会

(1) 目的

- ・保育所保育指針の周知
- ・保育所における事故予防について保育士等の専門性の向上

(2) ねらい

- ・保育所保育指針を踏まえた事故予防について理解する。
- ・事故予防に対する社会的な要請や意義、役割について理解する。
- ・事故予防の実践の具体的な技術を理解する。
- ・事故予防の実践に関連する事項を理解する。
- ・保育所の実践事例などの報告により、具体的な取り組み方法を理解する。
- ・担当者同士の意見交換により他の保育所の実践について理解する。

(3) 主催

社会福祉法人 日本保育協会

(4) 後援

厚生労働省（予定）

(5) 対象

保育所保育士並びに保育所職員等とします。

(6) 人員

都道府県・指定都市・中核市ごとに各3名程度（1施設1名）とします。

(7) 定員

300名

(8) 研修期間及び場所

研修期間	研修会場	所在地
平成22年11月24日（水）～26日（金）	国立オリンピック記念青少年総合センター	東京都渋谷区代々木神園町3-1

(9) 研修内容

研修科目	研修のねらい	研修内容	実施方法・時間
1. 保育所保育指針における安全管理	保育所保育指針における安全管理について研修し、保育所保育指針を踏まえた保育実践について理解する。	・ 保育所保育指針を踏まえた保育実践 ・ 保育所保育指針における安全管理	講義 3時間
2. 保育所における事故と保護者への対応	保育所における事故の際の保護者の対応等を、具体的な事例を通して理解する。	・ 保育所における保護者対応の配慮事項 ・ 保護者への対応	講義 3時間
3. 保育所における事故予防の意義	保育所における事故予防の意義について研修し、事故予防の方法について理解する。	・ 保育所における事故予防の意義 ・ 保育所における事故の予防	講義 3時間
4. 保育所における感染症対策	保育所における感染症対策について、「保育所における感染症対策ガイドライン」を踏まえた対策について理解する。	・ 保育所における感染症対策の最近の動向 ・ 保護者への対応も含めた、感染症への適切な対応	講義 3時間

(10) 日程表

日		時間		9		10		11		12		13		14		15		16		17	
		9	30	10	30	11	30	12	2035	13	1530	14	15	16	17	50					
第1日	平成22年11月24日 (水)									受 付			開 講 式								
第2日	平成22年11月25日 (木)												休 憩								
第3日	平成22年11月26日 (金)												開 講 式								

(11) 申込方法

受講希望者からのお申込みの受付は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書に必要事項をご記入の上、同主管課から日本保育協会に郵送にてお申込みください。

申込方法については、後日お送りする保育所事故予防研修会実施要領をご覧ください。

(12) 経費

- ① 研修の受講料はいただきません。ただし、テキスト、参考資料、その他の雑費として3,000円をお預かりします。
- ② 交通費、宿泊費は受講者側の負担とします。

(13) その他

- ① 研修会は通修になります。宿泊は各自でご手配ください。
- ② 受講者には各自の勤務先あてに受講票を送付します。
- ③ お申込み後の受講取消しはできません。
- ④ 研修会の途中からの受講はできません。
- ⑤ 研修会の実施要領については、研修会実施の約3か月前に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課にお送りします。

8. 保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会

(1) 目的

- ・ 保育所保育指針の周知
- ・ 主任保育士の専門性の向上
- ・ 初任者指導保育士としての専門性の向上

(2) ねらい

- ・ 保育所保育指針を踏まえた保育実践について理解する。
- ・ 保育所における主任保育士の役割について理解する。
- ・ 初任者指導についての具体的な技術を理解する。
- ・ 初任者指導に関連する事項を理解する。
- ・ 保育所の実践事例などの報告により、具体的な取り組み方法を理解する。
- ・ 担当者同士の意見交換により他の保育所の実践について理解する。

(3) 主催

社会福祉法人 日本保育協会

(4) 後援

厚生労働省（予定）

(5) 対象

保育所の主任保育士並びにこれに準ずる保育士とします。

(6) 人員

保育所ごとに1名程度とします。

(7) 定員

300名（ただし、会場によって若干の変更があります）

(8) 研修期間及び場所

全国を以下の5地区に区分して実施します。

地区名	主催県	期日	研修会場	所在地
北海道・東北地区	秋田県	平成22年10月19日(火) ～22日(金)	秋田キャッスルホテル	秋田県秋田市中通1-3-5
関東地区	千葉県	平成22年12月7日(火) ～10日(金)	東京ベイ幕張	千葉県千葉市美浜区ひび野2-3
北信越・東海地区	愛知県	平成22年7月27日(火) ～7月30日(金)	名古屋クラウンホテル	愛知県名古屋市中区栄1-8-33
近畿・中国・四国地区	徳島県	平成23年1月18日(火) ～21日(金)	徳島グランヴィリオホテル	徳島県徳島市方代町3-5-1
九州地区	鹿児島県	平成23年2月1日(火) ～4日(金)	ホテル京セラ	鹿児島県霧島市隼人町見次1409-1

(9) 研修内容

研修科目	研修のねらい	研修の内容	方法・時間
1. 保育所保育指針における主任保育士	保育所保育指針を踏まえた保育実践について研修し、保育所保育指針における主任保育士の役割について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針を踏まえた保育実践 ・保育所保育指針における主任保育士の役割 ・保育をめぐる最近の動向 ・保育所における安全管理 	講義・討議 3時間
2. 乳幼児の発達に基づく保育実践	乳幼児の発達の最近の動向について研修し、発達に基づいた保育実践について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の発達の最近の動向 ・乳幼児の発達に基づいた保育実践 	講義・討議 3時間
3. 保育所における安全管理	保育所の環境構成や安全管理について研修し、保育現場での実践における配慮事項について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の環境構成 ・保育所における安全管理 	講義・討議 3時間
4. 保育所における保護者支援	保育所が地域の子育てに果たす役割や、保育所の保護者支援の実践について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における保護者支援の意義 ・保育所における保護者支援の実践 	講義・討議 3時間
5. 保育の計画の作成と自己評価	乳幼児の発達の特徴を踏まえた保育の計画について研修し、保育所保育指針を踏まえた保育課程・指導計画の作成について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の発達を踏まえた指導計画の作成 ・保育所保育指針を踏まえた指導計画の作成 ・ガイドラインを踏まえた自己評価 	講義・討議 3時間
6. 保育所における現任指導	園内研修の実施の方法などを通じて、現任保育士の専門性の向上のための手法について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修のあり方 ・保育士の資質の向上のための手法 	講義・討議 3時間

(10) 日程表

時間 日	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
第1日						受 付	開 講 式	保育所保育指針に おける主任保育士					交 流 会		
第2日		明 食		乳幼児の発達に 基づく保育実践			昼 食	保育所における安全管理						自 主 研 修	
第3日		明 食		保育所における 保護者支援			昼 食	保育の計画の作成 と自己評価						自 主 研 修	
第4日		明 食		保育所における現任指導			開 講 式								

(11) 申込手続

受講希望者からのお申込みの受付は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書に必要事項をご記入の上、同主管課から日本保育協会に郵送にてお申込みください。

申込方法については、後日お送りする保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会実施要領をご覧ください。

(12) 経 費

- ① 研修の受講料はいただきません。ただし、テキスト、参考資料、修了証、その他の雑費として4,500円をお預かりします。
- ② 交通費、宿泊費は受講者側の負担とします。

(13) その他

- ① 研修会の通修での受講はできません。
- ② 受講者は全員合宿（相部屋）となります。
- ③ 受講者には各自の勤務先あてに受講票を送付します。
- ④ 研修の全課程を受講された方には、修了証を発行します。
- ⑤ お申込み後の受講取消しはできません。
- ⑥ 研修会の途中からの受講はできません。
- ⑦ 研修会の実施要領については、研修会実施の約3か月前に日本保育協会より都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課にお送りします。

【地方研修会】

1. 保育所障害児保育担当者研修会

(1) 目的

- ・保育所保育指針の周知
- ・保育所保育士の障害のある子の保育における専門性の向上
- ・地域の実情にあった障害のある子の保育

(2) 主催

都道府県・指定都市

社会福祉法人 日本保育協会

(3) 対象

主催の都道府県・指定都市にある保育所において障害のある子の保育を担当している保育士とします。必要に応じてその他の職員の受講も可能です。(原則として1施設1名)

(4) 人員

研修の受講人員は50名程度とします。

(5) 研修期間と実施方法

- ・研修会は原則として連続で実施してください。ただし、1週間に1日ずつなどの継続での実施も可能です。
- ・実施する地域の事情によって、通修または合宿で実施してください。
- ・合宿で実施する場合には、所定の研修科目のほか夜間の自己研修、受講者の相互交流等にも配慮して実施してください。なお、宿泊場所については主催者側でご手配ください。

(6) 研修場所

各都道府県・指定都市にある保育士養成施設や公共機関等をご利用ください。

(7) 研修の講師

講師、助言指導者等については、原則として開催地域の保育士養成施設、関係機関の教職員の中から適任者を選任してください。

(8) 研修内容 (案)

主な研修内容 (案) は、次のとおりです。

研修科目	研修内容	実施方法及び時間
1. 保育所保育指針における障害のある子どもの保育	・ 保育所保育指針における障害のある子の保育 ・ 保育所保育指針を踏まえた保育実践	講義 1時間30分
2. 障害のある子どもの特性の意義と乳児の特性	・ 障害のある子どもの保育の意義と役割 など	講義 1時間30分
	・ 知的な発達に遅れのある子どもの特長の理解 など	講義 1時間30分
	・ 身体発達に遅れのある子どもの特長の理解 など	講義 1時間30分
3. 事例研究	・ 身体発達に遅れのある子どもの保育事例 など	事例研究 3時間
	・ 知的な発達に遅れのある子どもの保育事例 など	事例研究 3時間
	・ その他、発達が気になる子どもの保育事例 など	事例研究 3時間
4. 個別支援計画の作成	・ 個別計画の作成上とその留意点・ ・ 保育記録と自己評価 など	講義・討議 3時間
5. 保護者との連携と支援	・ 障害のある子どもの保育における保護者との連携 ・ 障害のある子どもの保育における保護者理解と支援 など	講義・討議 3時間
6. 関係機関との連携	・ 障害のある子どもの保育における療育センター、保健所などの関係機関との連携 など	講義・討議 3時間
7. 障害のある子の保育の現状と課題	・ 障害のある子どもの保育の現状 ・ 地域における障害のある子どもの保育 など	分科会 5時間
		報告・討議 1時間
8. 施設見学	・ 知的な発達に遅れのある子どもの施設 ・ 身体の発達に遅れのある子どもの施設 ・ 障害児保育を実施している保育所 など	施設見学・討議 3時間

(9) 申込手続

受講希望者からのお申込みの受付は主催の都道府県・指定都市の児童福祉（保育）主管課とさせていただきます。

(10) 経費

- ① 参考資料その他の雑費として、受講者から必要経費をお預かりする場合があります。
- ② 交通費・宿泊費・食費等は、受講者側の負担とします。

(11) その他

- ① 研修の全課程を受講された方には、修了証を発行します。
- ② お申込み後の受講取消しはできません。
- ③ 研修会の途中からの受講はできません。
- ④ 研修会の実施要領については、主催の都道府県・指定都市と日本保育協会が協議のうえ決定し、後日お送りします。

2. 保育所乳児保育担当者研修会

(1) 目的

- ・保育所保育指針の周知
- ・保育所保育士の乳児保育における専門性の向上
- ・地域の実情にあった乳児保育

(2) 主催

都道府県・指定都市
社会福祉法人 日本保育協会

(3) 対象

主催の都道府県・指定都市にある保育所において乳児保育を担当している保育士。必要に応じてその他の職員の受講も可能です。(原則として1施設1名)

(4) 人員

研修の受講人員は50名程度とします。

(5) 研修期間と実施方法

- ・研修会は原則として連続で実施してください。ただし、1週間に1日ずつなどの継続での実施も可能です。
- ・実施する地域の事情によって、通修または合宿で実施してください。
- ・合宿で実施する場合には、所定の研修科目のほか夜間の自己研修、受講者の相互交流等にも配慮して実施してください。なお、宿泊場所については主催者側でご手配ください。

(6) 研修場所

各都道府県・指定都市内の保育士養成施設や公共機関等をご利用ください。

(7) 研修の講師

講師、助言指導者等については、原則として開催地域における保育士養成施設、関係機関の教職員の中から適任者を選任してください。

(8) 研修内容

主な研修内容(案)は、次のとおりです。

研修科目	研修内容	実施方法及び時間
1. 保育所保育指針における乳児保育	・ 保育所保育指針における乳児保育 ・ 保育所保育指針を踏まえた保育実践	講義 1時間30分
2. 乳児保育の意義と乳児の特性	・ 乳児保育の意義と役割	講義 1時間30分
	・ 乳児の特性と保育方法	講義 1時間30分
3. 乳児の生活と養護	・ 保健と安全管理の方法	講義・演習 3時間
	・ 栄養管理と調理方法	講義・演習 3時間
	・ 基本的な生活習慣	講義・演習 3時間
4. 乳児の精神的発達	・ 心身の諸機能の発達プロセス ・ 依存と自立の表現 ・ 保育士との関わり	講義・討議・演習 6時間
5. 乳児の遊びと言葉	・ 遊びの構成と観察方法 ・ 保育室等の環境構成 ・ 玩具等の選定 ・ 言葉の発達と保育のポイント	講義・討議・演習 3時間
6. 家庭・関係機関との連携	・ 受入れ時のポイント ・ 家庭との連携方法 ・ 関係機関との連携方法	講義・討議・演習 3時間
7. 保育の計画の作成と展開	・ 保育の計画の作成 ・ 保育記録と自己評価	講義・討議(分科会) 6時間
8. 乳児保育実施上の問題点とその解決方法	・ 乳児保育実施上の問題点とその解決方法についての研究討議	講義・討議 3時間

(9) 申込手続

受講希望者からのお申込みの受付は主催の都道府県・指定都市の児童福祉(保育)主管課とさせていただきます。

(10) 経費

- ① 参考資料その他の雑費として、受講者から必要経費をお預かりする場合があります。
- ② 交通費・宿泊費・食費等は、受講者側の負担とします。

(11) その他

- ① 研修の全課程を受講された方には、修了証を発行します。
- ② お申込み後の受講取消しはできません。
- ③ 研修会の途中からの受講はできません。
- ④ 研修会の実施要領については、主催の都道府県・指定都市と日本保育協会が協議のうえ決定し、後日お送りします。

3. 保育所健康・安全保育研修会

(1) 目的

- ・保育所保育指針の周知
- ・保育所における子どもの健康・安全管理
- ・地域の実情にあった健康・安全管理

(2) 主催

都道府県・指定都市
社会福祉法人 日本保育協会

(3) 対象

主催の都道府県・指定都市にある保育所の所長及び保育士。必要に応じてその他の職員の受講も可能です。(原則として1施設1名)

(4) 人員

研修の受講人員は50名程度とします。

(5) 研修期間と実施方法

- ・研修会は原則として連続で実施してください。ただし、1週間に1日ずつなどの継続での実施も可能です。
- ・実施する地域の事情によって、通修または合宿で実施してください。
- ・合宿で実施する場合には、所定の研修科目のほか夜間の自己研修、受講者の相互交流等にも配慮して実施してください。なお、宿泊場所については主催者側でご手配ください。

(6) 研修場所

各都道府県・指定都市内の保育士養成施設や公共機関等をご利用ください。

(7) 研修の講師

講師、実習指導者等については、原則として開催地域における医師、大学教員、保健師、日赤支部、消防署職員等の中から適任者を選任してください。

(8) 研修内容

主な研修内容(案)は、次のとおりです。

研修科目	研修内容	実施方法及び時間
1. 保育所保育指針における安全管理	・ 保育所保育指針における安全管理・ ・ 保育所保育指針を踏まえた保育実践	講義 1時間30分
2. 保育所における健康・安全管理	・ 子どもの健康・安全管理 ・ マニュアルの意義と活用 ・ 保育記録と自己評価	講義 3時間
3. 乳幼児の疾病と事故予防	・ 乳幼児の健康管理と感染症の発生予防 ・ 症状からみた病気の特徴と留意点 ・ 乳幼児の事故防止と応急処置 など	講義 1時間30分
4. 保育所における疾病・事故の応急処置	・ ケガなどに対する応急処置に関する実習 ・ 救急救命 など	実習指導(講師2名) 6時間
5. 保育所の環境整備上の留意点	・ 事故予防の観点からの施設管理 ・ 事故予防の観点からの環境整備 など	講義 1時間30分
6. 災害等緊急時の対策	・ 火災・地震等の災害時の対策 ・ 避難訓練の方法 ・ 災害時に保育所の果たす役割 など	講義 1時間30分
7. 家庭及び関係機関との連携	・ 嘱託医、保健所などの関係機関との連携 ・ 家庭との連携 など	講義・演習 3時間

(9) 申込手続

受講希望者からのお申込みの受付は主催の都道府県・指定都市の児童福祉(保育)主管課とさせていただきます。

(10) 経費

- ① 参考資料その他の雑費として、受講者から必要経費をお預かりする場合があります。
- ② 交通費・宿泊費・食費等は、受講者側の負担とします。

(11) その他

- ① 研修の全課程を受講された方には、修了証を発行します。
- ② お申込み後の受講取消しはできません。
- ③ 研修会の途中からの受講はできません。
- ④ 研修会の実施要領については、主催の都道府県・指定都市と日本保育協会が協議のうえ決定し、後日お送りします。